

平成20年度横浜市市街地開発事業費会計予算

平成20年度横浜市の市街地開発事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,417,756千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

平成20年2月13日提出

横浜市長 中 田 宏

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		493,524 ^{千円}
	1 国 庫 補 助 金	493,524
2 財 産 収 入		360,262
	1 財 産 運 用 収 入	144,262
	2 財 産 売 払 収 入	216,000
3 繰 入 金		12,682,545
	1 繰 入 金	12,682,545
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		2,424
	1 雑 入	2,424
6 市 債		4,879,000
	1 市 債	4,879,000
歳 入 合 計		18,417,756

歳 出

款	項	金 額
1 市 街 地 開 発 事 業 費		18,417,756 ^{千円}
	1 事 業 費	17,704,397
	2 公 債 費	712,359
	3 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	18,417,756

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業の施行に伴う公共施設整備工事(第1交通広場躯体築造工事)請負契約の締結に係る予算外義務負担	平成21年度	限度額 1,885,000千円
戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業の施行に伴う公共施設整備工事(歩行者デッキ上部製作架設工事)請負契約の締結に係る予算外義務負担	平成21年度	限度額 698,000千円

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
戸塚駅西口第1地区市街地再開発事業費	千円 4,879,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。起債の時期は平成20会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	% 5.0以内	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 政府資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
計	4,879,000			